

平成27年度横浜市子ども・子育て会議第4回保育・教育部会 第30期横浜市児童福祉審議会 第8回保育部会 合同会議 会議録	
日 時	平成28年1月12日 (火) 午後2時～午後5時
開催場所	マツ・ムラホール
出席者	尾木まり委員、神長美津子副部会長、菊池朋子委員、木元茂委員、天明美穂委員、長谷山景子委員、平松道弘委員、増田まゆみ部会長、丸山智美委員、村田由夫委員
欠席者	赤坂栄委員
開催形態	公開 (傍聴者0人) ※一部非公開
議 題	<p><報告事項></p> <p>(1) 保育士等確保対策検討会の報告等について【児福審】</p> <p>(2) 平成27年10月1日現在の保育所等利用待機児童数について【児福審】</p> <p><議事>※非公開案件</p> <p>(1) 小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】</p> <p>ア 4次締切分</p> <p>イ 市有地貸付分</p> <p>(2) 事業所内保育事業の認可先法人の審査について【児福審】</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の利用定員について【子子会議】</p> <p>(4) 補助対象法人の選考方法について【子子会議】【児福審】</p>
<p><報告事項></p> <p>(1) 保育士等確保対策検討会の報告等について</p> <p>○事務局 (資料に基づき説明)</p> <p>○村田委員 今回の要件緩和では特に質の向上ということについて問題意識を持っています。しかし、保育士確保の状況もこれまでとは格段に厳しさを増しています。その理由として、一つとしては待機児童解消のために急激に保育所数が増加したこと、もう一つは保育所職員の処遇の向上が結びついていないということです。その点で要件の緩和というのは、保育所の地位また保育所職員の地位の向上、処遇の向上にきちんとつながるのかという問題意識も持っています。また、時限措置であったものが既成事実として継続していることを考えるとこの措置が保育そのものに与える影響は、はかり知れないものがあるとも思います。保育と教育の一体化と言われている中で、特に保育の質についてこれまで保育・教育施設が培ってきたものを維持し、拡大していくという点でもこの問題はきちんと向き合っていないといけないなと思います。</p> <p>○尾木委員 すでに保育の現場で働いている幼稚園免許や小学校教諭免許のみ所持している方が活用されるということは活用方法によっては良いと思います。しかし、現在の保育所は、保育の仕事についていない幼稚園教諭免許等を所持している方が新たに保育の現場に入ってくるような魅力ある職場でしょうか。今回の要件緩和の内容で雇用の確保が出来るのか少し疑問を感じています。</p> <p>○木元委員 保育士確保という点では、保育士資格を持っている方がそのまま就労を継続して下さるのが一番経験値を積んでいいのだと思うのです。お給料だけではなくて、当たり前産休・育休制度を利用して職場復帰できるような長期雇用を保障するインセンティブをつけてあげる職場環境を保育所に普及させないといけないのではないかなという気がします。</p> <p>○増田部会長 この保育士不足についての問題は、一つは保育の仕事が重要かつ専門性を有するものであるにもかかわらず、他職種に比べて低い評価しか得られていないということだと思います。もう一つは、保育士として就職して経験を積み重ねても、キャリアに応じた報酬が得られていないという中で、就労意欲を持ち続けることが可能なのかということです。どんなに保育士数の確保のためにいろいろな手立てをしたとしても、根本的な解決には恐らくつながっていかないと思います。そうであっても、この問題に対して出来ることを進めていくわけですが、実際に横浜市では地域限定型という今までにない保育士試験の仕組みの中で、資格取得者を</p>	

確保できる見込みがあるわけですので、その仕組みが生かされる対応策を早急につくる必要があるのではないかと思います。横浜で働く保育士就職面接会、保育士の支援講座、特にこの支援講座の中で、保育士として実際に働けるかという不安があり、なかなか就職を選択できないという試験合格者を、自信をもって現場に迎え入れる講座研修のことについても、早急に実施し、そして研修数を増やしていくことが保育士確保につながる重要な要件としてとらえられるのではないかと思います。難しい課題ですので、委員の皆様からいただきましたご質問やご意見に配慮し、さらに内部で検討していただければと思います。この点につきましては以上でよろしいでしょうか。

○委員一同（異議なし）

（2）平成27年10月1日現在の保育所等利用待機児童数について

○事務局（資料に基づき説明）

○丸山委員 保留児童数内訳の「特定保育所等のみの申込者など」の人数が昨年度から増えていますが、これは希望する保育所を限定しているため、その保育所の空き枠がなく保留児童になっているということでしょうか。

○事務局 そのとおりです。単願で入所申請をされていて、近隣の保育所や横浜保育室に空き枠があってもその施設への入所を希望しない方も含まれています。

○天明委員 市外からの流入で利用申請数が増加している背景もあると思いますが、市としては流入での申請数も把握しているのでしょうか。

○事務局 区別の人口数データはある程度把握していますが、流入しての申請かどうかは正確に判断できない部分もありますので、引き続き分析をしていきます。

○神長副部長 2歳～5歳の定員割れをしている保育所を活用していく方法について見通しはあるのでしょうか。

○事務局 現在、年度限定型保育事業という、4～5歳児の空き枠の保育室を利用して、保留児が多い1～2歳児の受け入れを行う事業を、新設園が主ですが、既設園でも待機児童対策としてお願いしていますので、定員割れの保育所についても有効なスペースを使い、入所数をできるだけ増やすということで取り組みを進めています。

○増田部長 待機児童数についてもかなり流動的であるかと思います。報告いただいた状況を踏まえ、今後の対応もお考えいただければと思います。

以降、＜議事＞（非公開案件）

資料	資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱 資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 資料5 保育士等確保対策検討会の報告等について 資料6 平成27年10月1日現在の保育所等利用待機児童数について 資料7 事業計画における確保方策(2・3号)と新規整備の整合性について
----	---